INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.1 2002年12月10日

台湾・PCT出願又は EPC 出願に基づく優先権主張

2002年11月27日付台湾経済部令公告により、2002年01月01日以降のPCT(特許協力条約)出願又はEPC(ヨーロッパ特許条約)出願に基づく

その公告の内容は次のとおりです。

また、優先権主張に必要な証明書類については、未だ明確にされておりません。

記

公告内容の和訳

標　　題:世界貿易機関(WTO)加盟後における特許・商標の優先権主張に関する事項

発信日付:2002年11月27日

書類番号:経智字第09102617500号

内　　容:我が国(台湾)が世界貿易機関(WTO)に加盟した後において、特許・商標の優先権主張に関する事項を次のとおり説明する。

1. WTO加盟国の国民は我が国(台湾)に特許出願する場合は、基礎となる出願がPCT又はEPCによる国際出願で、且つWTO加盟国を指定国として指定し、その指定国の国内法規定において合法な国内出願と見なされるときは、我が国(台湾)において優先権主張することができる。
2. 我が国(台湾)が2002年01月01日よりWTOに加盟したため、WTO加盟国の国民が我が国(台湾)において主張する特許・商標の優先権主張日は、2002年01月01日以前であってならない。

以上